

# Weekly Report

第329号  
平成27年9月28日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 10月から開始される主な制度等は

マイナンバー関係以外にも10月から開始される制度等は多くあります。

### ◎国境を越えた役務提供に係る消費税の課税の見直し・・・インターネット等により国内外で行われる電子書籍や音楽、広告の配信などの「電気通信利用役務の提供」について、消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準を「役務の提供を受ける者の住所等」とする見直しが行われます。

◎中小企業信用保険法の見直し・・・特定非営利活動法人（NPO）が信用保証制度の対象となります。

◎地域別最低賃金の改定・・・27年度地域別最低賃金の発効日は各都道府県で異なりますが、10月1日～18日までに発行されます。

◎労働者派遣法の改定（9月30日施行）・・・派遣期間制限が見直され、専門26業務か否かに関わりなく同一の派遣先事業所で労働者派遣の受入れができる期間は、原則3年が限度となります（過半数労働組合等への意見聴取により延長可）。

◎労働契約申込みみなし制度の施行・・・派遣先

が違法派遣を受け入れた場合、派遣先が派遣労働者に対して、派遣元における労働条件と同一の労働条で労働契約の申し込みをしたものとみなされます（派遣先が善意無過失である場合を除く）。

### ◎「70歳以上被用者該当届」の提出対象拡大・・・

昭和12年4月1日以前に生まれた方も、賃金と年金額に応じた老齢厚生年金の支給停止の対象となり「70歳以上被用者該当届」の提出が必要となります。

◎国民年金の後納制度の見直し・・・過去10年間の保険料を納付できる後納制度は9月末で終了となり、新たに過去5年間の後納制度が開始されます。

## マイナンバーと法人番号の通知スケジュール

来月から、住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバー（個人番号）、法人には13桁の法人番号（1法人に1番号）が通知されます。

マイナンバーは、10月5日時点の住民票の住所にマイナンバーが記載された通知カードや個人番号カード交付申請書などが、10月中旬から11月にかけて市町村から簡易書留で届きます。

法人番号は、書面（法人番号指定通知）により国税庁長官から通知が行われ、10月5日時点で設立登録がある法人等に対しては、10月22日から11月25日の間に、都道府県単位で7日に分けて発送される予定になっており、普通郵便で登記上の本店又は主たる事業所の所在地に届きます。

## 10月のチェックポイント

※事後者は、税や社会保障の手続きのために従業員等のマイナンバーを取得し、安全管理措置を適切に実施します。

※健保・厚生の新標準報酬に基づく給与からの天引きは、通常の10月支給給与からです。なお、厚生年金保険料率が17.828%に引き上げられているので、金額等を確認しておきます。

※年末に向けて製造・販売計画を作成し、資金繰りを確認します。借入が必要な場合は早めに取引金融機関に働きかけをします。